



ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険
予定利率変動型一時払増終身保険(無配当H22)

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ご検討にあたっては、当書面と「死亡保険金額／解約払戻金額例表」を合わせてご覧ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「ご契約のしおりー約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客様へ保険商品のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様の取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
※情報の利用に際しては、事前にお客様の同意をいただきます。
- 今回の保険契約募集に関する当金融機関とお客様との取引が、当金融機関におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。

引受保険会社
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-562-186 (通話料無料)
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

募集代理店

特に重要なお知らせ
(契約概要/注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

この書面を必ずお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、
預金とは異なります。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

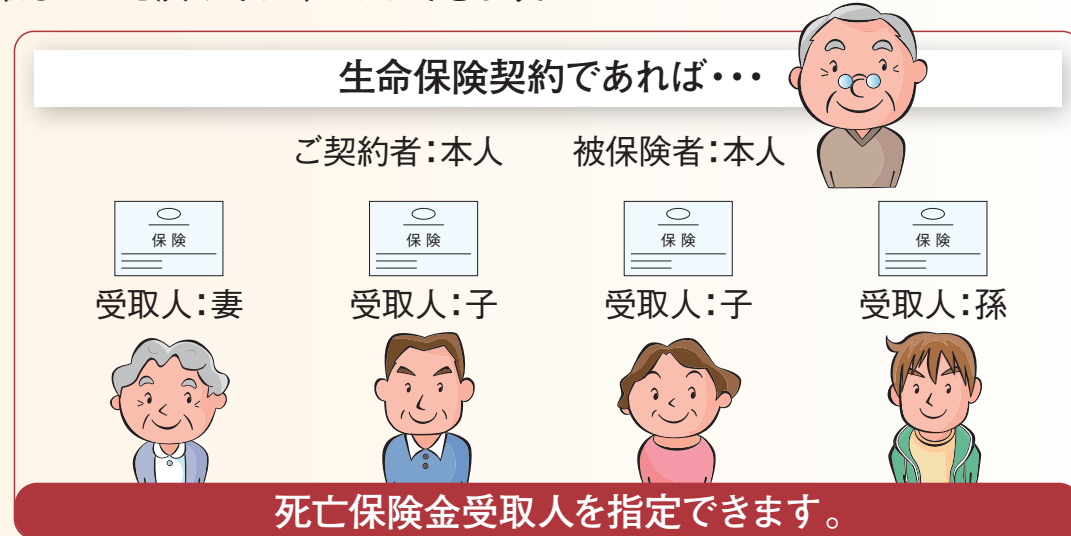
NISSAY

生命保険の特色を活用し、安心して資産を引継ぐことができます。

「保険」の特色
1

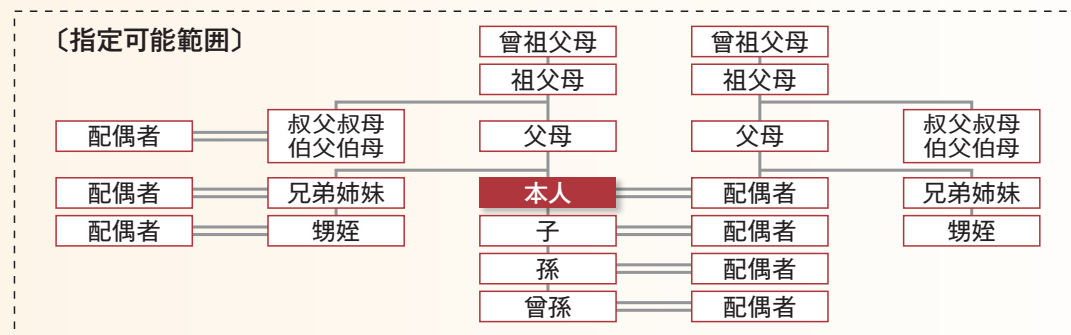
大切な人に、宛名をつけて資産をのこすことができます。

生命保険の場合、死亡保険金受取人をあらかじめ指定するため、将来誰がどれだけ受取るのかを決めておくことができます。



※生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされていますが、相続人の中で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

死亡保険金受取人の範囲 被保険者から見た続柄が「配偶者または3親等内の親族」の範囲から指定できます。



「保険」の特色
2

相続時にすぐに使える資金を準備できます。
(死亡保険金受取人からの請求により、死亡保険金の受取りが可能です。)

原則、遺産分割協議の対象から外れます。



※生命保険は原則遺産分割協議の対象外のため、比較的速やかに現金受取が可能です。ただし、保険金等をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

契約概要について

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。

1. 引受保険会社の名称および住所・連絡先

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

●本店住所 〒541-8501 大阪府中央区今橋3-5-12

●ご契約に関するご要望・苦情等につきましては

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター 0120-562-186 (通話料無料)

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

2. 商品の仕組み

「ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険」は、万が一の保障を一生にわたり確保いただける終身保険であり、以下の特徴があります。

- ①ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合で死亡保険金額が増加します。
- ②ご契約後15年経過以後は、10年ごとに金利情勢に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。

「夢のかたち」は、大切な資産を大切な人へ・・・

安心して のこせる

保険です。

大切な資産を大切な人に安心してのこせる、「夢のかたち」の3つのポイント

1 告知なしで 申込みが可能

満年齢50歳から90歳の方まで、健康状態等の告知なしで、お申込みが可能です。

2 契約時に 確定

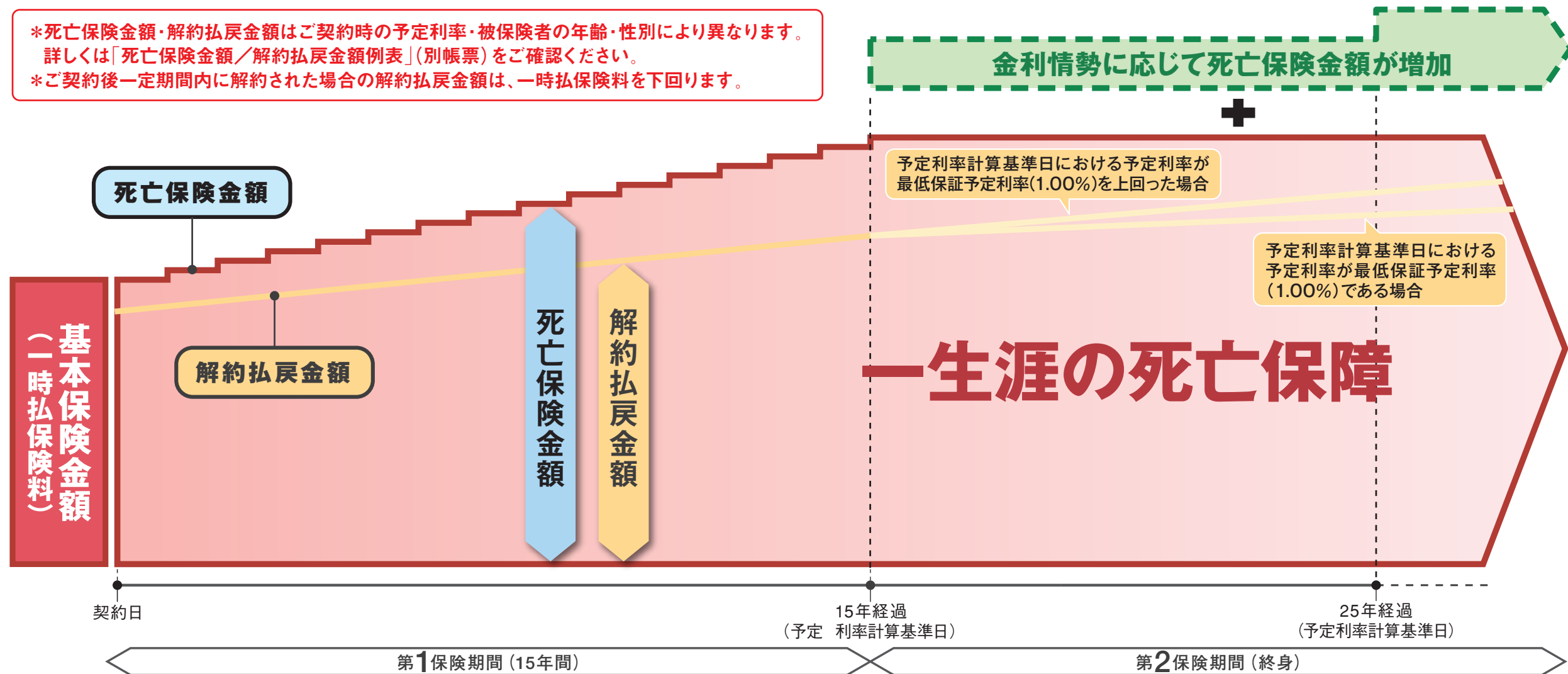
ご契約後15年目までの死亡保険金額・解約払戻金額は契約時に確定します。

3 続けるほど 着実に増加

- ・ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合で死亡保険金額が増加します。
 - ・ご契約後15年経過以後は、10年ごとに金利情勢に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。*1
 - ・解約払戻金は死亡保険金額を上限とし、期間の経過とともに増加します。
- *1 15年経過以後は、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率(1.00%)を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

イメージ図

- *死亡保険金額・解約払戻金額はご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別により異なります。詳しくは「死亡保険金額／解約払戻金額例表」(別帳票)をご確認ください。
- *ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。



用語説明

基本保険金額

死亡保険金を支払う場合の基準となるもので、一時払保険料と同額となります。ただし、ご契約締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額となります。

最低保証予定利率

第2保険期間に適用される予定利率は最低保証されており、これを最低保証予定利率といいます。なお、最低保証予定利率は第1保険期間には適用されません。

第1保険期間

契約日から15年間をいいます。

第2保険期間

第1保険期間満了日の翌日から終身にわたる期間をいいます。

予定利率

予定利率は毎月1日に設定され、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、保険金額の計算に適用する率をいいます。

予定利率計算基準日

ご契約に適用されている予定利率が更改される日をいいます。この保険では次に定める日となります。

- ・第1回予定利率計算基準日：契約日から15年後の契約応当日
- ・第2回以後の予定利率計算基準日：直前の予定利率計算基準日の10年ごとの契約応当日

**死亡保険金額・解約払戻金額はご契約時
ご検討にあたっては、「死亡保険金額／解
約払戻金額例表」(別帳票)をご確認ください。**

死亡保険金額

男性の場合 (単位:万円 万円未満切捨て)

一時払保険料(1,000万円)

予定利率 (契約時)	契約年齢 (満年齢)	通増率*1	第1保険期間					第2保険期間	
			第1保険 年度*2	第3保険 年度	第5保険 年度	第10保険 年度	第15保険 年度	第16~25保険年度	
								適用される予定利率	
								最低保証予定利率(1.00%)	契約時と同じ予定利率
1.50%	60歳	1.604%	1,000	1,032	1,064	1,144	1,224	1,240	1,288
	70歳	1.187%	1,000	1,023	1,047	1,106	1,166	1,178	1,207
	80歳	0.834%	1,000	1,016	1,033	1,075	1,116	1,125	1,137
1.25%	60歳	1.302%	1,000	1,026	1,052	1,117	1,182	1,195	1,218
	70歳	0.899%	1,000	1,017	1,035	1,080	1,125	1,134	1,149
	80歳	0.551%	1,000	1,011	1,022	1,049	1,077	1,082	1,088
1.00%	60歳	1.010%	1,000	1,020	1,040	1,090	1,141	1,151	(同左)
	70歳	0.619%	1,000	1,012	1,024	1,055	1,086	1,092	(同左)
	80歳	0.276%	1,000	1,005	1,011	1,024	1,038	1,041	(同左)

女性の場合 (単位:万円 万円未満切捨て)

一時払保険料(1,000万円)

予定利率 (契約時)	契約年齢 (満年齢)	通増率*1	第1保険期間					第2保険期間	
			第1保険 年度*2	第3保険 年度	第5保険 年度	第10保険 年度	第15保険 年度	第16~25保険年度	
								適用される予定利率	
								最低保証予定利率(1.00%)	契約時と同じ予定利率
1.50%	60歳	1.917%	1,000	1,038	1,076	1,172	1,268	1,287	1,344
	70歳	1.403%	1,000	1,028	1,056	1,126	1,196	1,210	1,250
	80歳	1.006%	1,000	1,020	1,040	1,090	1,140	1,150	1,168
1.25%	60歳	1.604%	1,000	1,032	1,064	1,144	1,224	1,240	1,267
	70歳	1.108%	1,000	1,022	1,044	1,099	1,155	1,166	1,185
	80歳	0.722%	1,000	1,014	1,028	1,064	1,101	1,108	1,116
1.00%	60歳	1.301%	1,000	1,026	1,052	1,117	1,182	1,195	(同左)
	70歳	0.822%	1,000	1,016	1,032	1,073	1,115	1,123	(同左)
	80歳	0.446%	1,000	1,008	1,017	1,040	1,062	1,066	(同左)

第1保険期間(契約日から15年間)の死亡保険金額は、毎年増加します。

- ・死亡保険金額は基本保険金額に対して毎年一定の割合(通増率)で増加します。
- ・通増率はご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別により異なります。詳しくは、「死亡保険金額／解約払戻金額例表」(別帳票)をご確認ください。

第2保険期間(契約日から15年経過以後)も金利情勢に応じ、死亡保険金額が増加します。

- ・予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率(1.00%)を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。
- ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

**の予定利率・被保険者の年齢・性別により異なります。
約払戻金額例表」(別帳票)をご確認ください。**

解約払戻金額

男性の場合 (単位:万円 万円未満切捨て)

一時払保険料(1,000万円)

予定利率 (契約時)	契約年齢 (満年齢)	経過年数					20年		一時払保険料に 到達する年数 *3
		1年	3年	5年	10年	15年	適用される予定利率		
							最低保証予定利率(1.00%)	契約時と同じ予定利率	
1.50%	60歳	974	990	1,007	1,079	1,140	1,162	1,183	5年
	70歳	973	988	1,005	1,073	1,128	1,141	1,152	5年
	80歳	972	984	998	1,057	1,104	1,108	1,113	6年
1.25%	60歳	971	982	995	1,053	1,098	1,120	1,130	6年
	70歳	971	981	992	1,047	1,086	1,099	1,105	6年
	80歳	970	977	985	1,031	1,062	1,067	1,069	8年
1.00%	60歳	969	975	983	1,027	1,058	1,079	(同左)	8年
	70歳	969	973	980	1,021	1,046	1,058	(同左)	8年
	80歳	967	969	973	1,005	1,022	1,026	(同左)	10年

女性の場合 (単位:万円 万円未満切捨て)

一時払保険料(1,000万円)

予定利率 (契約時)	契約年齢 (満年齢)	経過年数					20年		一時払保険料に 到達する年数 *3
		1年	3年	5年	10年	15年	適用される予定利率		
							最低保証予定利率(1.00%)	契約時と同じ予定利率	
1.50%	60歳	974	990	1,008	1,083	1,148	1,178	1,203	5年
	70歳	974	990	1,007	1,079	1,139	1,159	1,176	5年
	80歳	973	987	1,003	1,070	1,122	1,130	1,137	5年
1.25%	60歳	972	983	996	1,056	1,106	1,135	1,147	6年
	70歳	971	982	995	1,053	1,098	1,117	1,125	6年
	80歳	971	980	991	1,043	1,080	1,088	1,092	7年
1.00%	60歳	969	975	984	1,030	1,066	1,094	(同左)	8年
	70歳	969	975	982	1,027	1,057	1,075	(同左)	8年
	80歳	968	973	979	1,017	1,040	1,047	(同左)	9年

*1 通増率は死亡保険金額の増加率です。(第1保険期間のみ適用)

*2 保険期間の始期(契約日)から起算して満1カ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、…と保険年度を定めます。

*3 解約払戻金額が一時払保険料相当額に到達するまでの年数をいいます。

※ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

※解約払戻金額は各保険年度末日(契約応当日前日)の金額を表示しております。

※解約払戻金額は死亡保険金額を上限とします。

※上記ご契約例は代表的な例を示しております。ご検討にあたっては、「死亡保険金額／解約払戻金額例表」(別帳票)をご確認ください。

3. 保障内容

死亡保険金

被保険者が亡くなられた場合、死亡日における死亡保険金額をお支払いします。

保険期間	死亡保険金額
第1保険期間	基本保険金額+〔基本保険金額×通増率*1×経過年数*2〕
第2保険期間*3	基本保険金額+〔基本保険金額×通増率*1×15〕

*1 「死亡保険金額／解約払戻金例表」(別帳票)または「ご契約のしおりー約款」別表2の「通増率」をご確認ください。

*2 経過年数とは、契約日から被保険者の死亡日までの年数とし、1年未満の端数があるときは切捨てます。

*3 予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率(1.00%)を上回っている場合は死亡保険金額が増加します。

ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

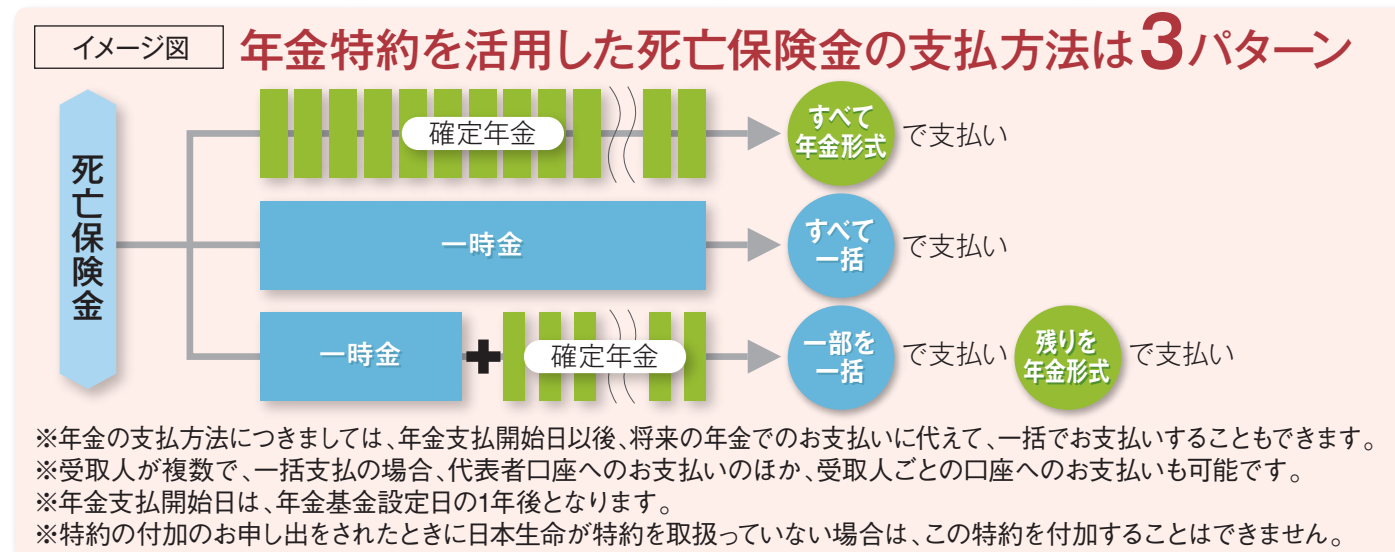
〔死亡保険金をお支払いできない場合〕

例えば、責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺の場合やご契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡保険金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。その他の事例につきましては「ご契約のしおりー約款」にて、詳細をご確認ください。

4. 付加できる主な特約

年金特約〔死亡保険金の年金支払〕

- 年金特約を付加することによって、死亡保険金受取人に死亡保険金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。



特約の付加	死亡保険金のお支払事由発生前：ご契約者からのお申し出により付加 死亡保険金のお支払事由発生後：死亡保険金受取人からのお申し出により付加*1
年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。*2
年金受取人	死亡保険金受取人*3
年金基金設定日	死亡保険金のお支払事由発生前に特約を付加した場合：お支払事由発生日 死亡保険金のお支払事由発生後に特約を付加した場合：特約付加日
年金支払開始日	年金基金設定日の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額に基づき、年金基金設定日における予定利率等によって計算されます。 ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、一括でお支払いします。 (年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。)

*1 死亡保険金のお支払後は付加できません。

*2 特約付加時または年金支払期間変更時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

*3 年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに年金特約を適用し、年金をお支払いします。

解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払〕

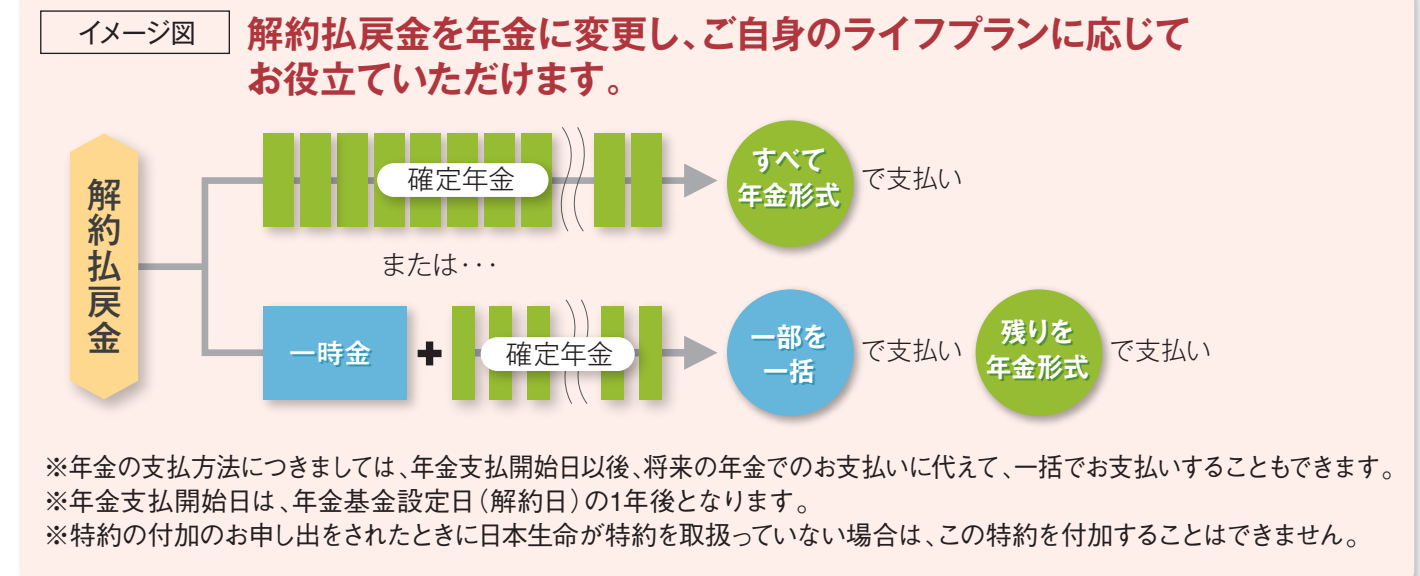
- 詳細につきましては、次頁をご参照ください。

5. 解約払戻金

- 解約払戻金は、その経過した年月日数により計算され、期間の経過とともに増加します。
- ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。基本保険金額を減額した場合は、同時に死亡保険金額も同じ割合で減額されます。減額後の基本保険金額が200万円を下回る場合は、減額をお取扱いできません。
- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報(P.12)」をご参照ください。

解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払〕

- 解約払戻金の年金特約を付加することによって、ご契約者に解約払戻金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。
- この特約の年金受取人は、ご契約者となります。(ご契約者以外へ変更することはできません。)



特約の付加	契約日からその日を含めて5年経過以後の解約の際に、ご契約者からのお申し出により付加*1
年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。*2
年金受取人	保険契約者
年金基金設定日	解約日
年金支払開始日	年金基金設定日の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額に基づき、年金基金設定日における予定利率等によって計算されます。 ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。

*1 基本保険金額の減額分に対応する解約払戻金に対しては付加できません。

*2 特約付加時または年金支払期間変更時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

6. ご契約の引受条件 (平成24年4月現在)

被保険者*1	満年齢50歳以上90歳以下(50歳0カ月以上90歳12カ月以下)
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上(10万円単位) ただし、基本保険金額3億円*2超のご契約はお取り扱いできません。
最低保証予定利率*3	1.00%
クーリング・オフ制度	申込者またはご契約者は、ご契約の申込日(「特に重要なお知らせ」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日)から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。
保険料払込方法	一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
保険期間	終身
配当金	なし

*1 ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

*2 他にニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険、ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険にご加入されている場合は、その基本保険金額を合算いたします。

*3 第2保険期間に適用される予定利率は最低保証されており、最低保証予定利率は第1保険期間には適用されません。
※この商品は金利情勢等によっては新規募集を停止することがあります。(被保険者の年齢・性別によって停止条件が異なります。)
※上記内容は将来変更する場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に申込書にてご確認ください。

注意喚起情報について

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、「8.現在ご加入のご契約について解約・減額をして新しいご契約のお申込みをされる場合」は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。

「特にご注意ください事項」のポイント		記載 ページ
1	申込日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。(クーリング・オフ制度)	▶ P.11
2	日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料のお払込みが完了したときからご契約上の保障を開始します。	▶ P.11
3	保険金等をお支払いできない場合があります。	▶ P.12
4	解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	▶ P.12
5	生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。	▶ P.12
6	この商品は預金ではありません。	▶ P.13
7	この保険には、配当はありません。 また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。	▶ P.13
8	現在ご加入のご契約について解約・減額をして新しいご契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる事項があります。	▶ P.13
9	この保険は日本生命の責任開始日が契約日となり、ご契約後当初15年間の予定利率は契約日時点の予定利率となります。	▶ P.14
10	お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。	▶ P.14
11	この保険は、健康状態や職業等についての告知が不要です。	▶ P.14
12	お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。	▶ P.15
13	生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。	▶ P.16
14	保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金等が支払われる可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等も、お早めに日本生命までご連絡ください。	▶ P.16

1. 申込日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。

- 申込者またはご契約者は、ご契約の申込日（「特に重要なお知らせ」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日）から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。

■お申し出方法

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をされる場合は、保険契約の申込日からその日を含めて8日以内の消印にて、以下の事項を記載した書面を日本生命宛郵送ください。

〈書面に記載いただく事項〉

- ①お申込みを撤回する意思
- ②申込番号（「契約申込書契約者控」の上部の9桁の数字）
- ③一時払保険料
- ④取扱金融機関名、支店名
- ⑤返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- ⑥書面作成日
- ⑦申込者またはご契約者の氏名（自署）・住所・電話番号
- ⑧申込書と同一印の押印

〈書面の郵送先〉

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

2. 日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料のお払込みが完了したときからご契約上の保障を開始します。

- 生命保険募集人は、お客様と日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して日本生命が承諾したときに有効に成立します。
- 一時払保険料（相当額）を日本生命が受取った日（日本生命指定の金融機関の口座に着金した日）が「お払込日」となります。
- 日本生命の責任開始の日が契約日となります。

3. 保険金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合
 - －責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - －ご契約者、死亡保険金受取人等の故意
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消または無効とされた場合（この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。）
- 保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合

4. 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約払戻金は、その経過した年月日数により計算され、期間の経過とともに増加しますが、お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持・管理に必要な経費にあてられます。このため、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- 解約払戻金額は死亡保険金額を上限とします。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

5. 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

6. この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- この商品に関して、お支払事由が発生した場合、保険金等のお支払いに関する判断は日本生命が行います。
- この商品に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

無配当であり、「社員」とはならないこと

ご契約のしおり 7 ページ

7. この保険には、配当はありません。また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に「社員」(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定(定款第6条第1項:当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。)により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款に基づく保険料の払込義務等があります。

日本生命または他社のご契約の見直しを検討されているお客様へ

ご契約のしおり 8 ページ

8. 現在ご加入のご契約について解約・減額をして新しいご契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額の際にお支払いできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額された場合は、解約・減額せずにご契約を継続された場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 新しいご契約の責任開始日を起算日として、詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合等には、保険金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、通常、同一保険料の場合は、保険金額等が少なくなります。

適用される予定利率

ご契約のしおり 15 ページ

9. この保険は日本生命の責任開始日が契約日となり、ご契約後当初15年間の予定利率は契約日時点の予定利率となります。

- 予定利率は毎月1日に設定され、ご契約後当初15年間の予定利率は、契約日(一時払保険料(相当額)を日本生命が受取った日)における予定利率となります。
- 逓増率は、ご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別により異なります。
- お申込みから契約日までの間に予定利率・逓増率が変更となった場合、契約日の率が適用されます。

お客様の個人情報の取扱い

ご契約のしおり 11 ページ

10. お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。

- お客様の個人情報の取扱いにつきましては、「ご契約のしおり一約款」および「お客様の個人情報について(申込書裏面)」に記載しておりますのでご確認ください。

告知不要

11. この保険は、健康状態や職業等についての告知が不要です。

- この保険は健康状態や職業等についての告知が不要です。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、または保険金等のご請求内容を確認させていただくことがあります。

12. お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。 (平成24年2月現在)

- 以下の内容は、平成24年2月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、死亡保険金、年金にかかる税金につきましては、実際にお支払いが発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ご契約時

一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、死亡保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。

■解約払戻金にかかる税金

解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは以下のとおりです。

解約払戻金と一時払保険料の差額
所得税+住民税(一時所得*)

* 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。

※解約払戻金の年金特約を付加し、解約払戻金を年金受取する場合、毎年の年金受取時には、雑所得として所得税と住民税が課税されます。

■死亡保険金にかかる税金

死亡保険金にかかる税金は契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
①契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者 (または子)	相続税
②受取人が契約者自身の場合	本人	配偶者 (または子)	本人	所得税+住民税 (一時所得)
③契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者 (または子)	子 (または配偶者)	贈与税

※年金特約を付加した場合の課税は、契約者・被保険者・受取人の関係や、年金特約を付加する時期によって異なります。詳細につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご参照ください。

13. 生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。

- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては、以下の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社
ニッセイダイレクト事務センター 0120-562-186(通話料無料)
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
〔受付時間〕 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問合せについて

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。
- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

14. 保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金等が支払われる可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等も、お早めに日本生命までご連絡ください。

- お支払事由、ご請求手続等につきましては、「ご契約のしおり一約款」にも詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。
- 日本生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

ご契約時

ご契約成立の翌営業日以降(通常、お申込みから約10日後)に送付

● 今後のお手続きの際に必要となりますので、お申込内容と相違がないかご確認のうえ、大切に保管いただきます ようお願いいたします。

① 保険証券等に関する送付書類(簡易書留)



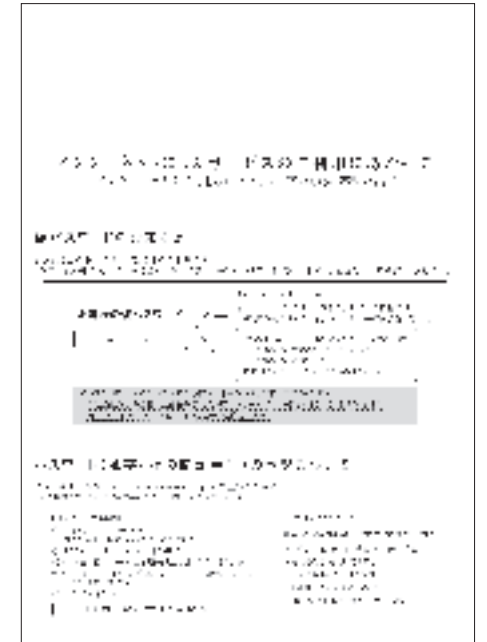
お申込みいただいた金融機関名称を記載しております。

② 「ずっともっとサービス」に関する送付書類

【新規お客様ID発行の場合】

(表面)

(裏面)

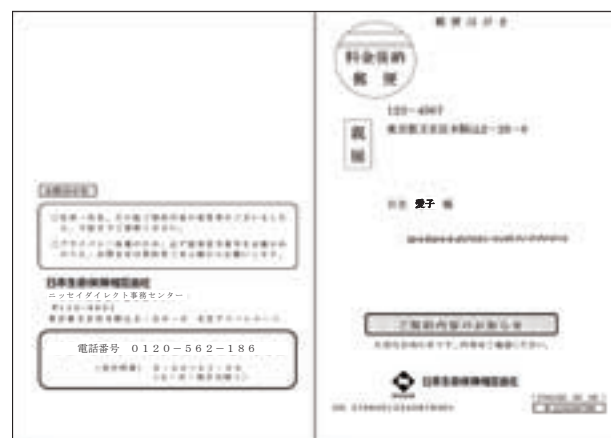


※その他、「ずっともっとサービス」に関するご案内等を同封いたします。
すでにお客様ID発行済みの場合は「お客様ID対象契約の追加手続き完了のお知らせ」を送付いたします。
※保険証券とは別途、送付いたします。

保険期間中

年1回契約応当日ごとに送付

ご契約内容のお知らせ



保険証券記号番号や受取人等、契約の基本内容を記載しています。

ご契約に適用されている予定利率を記載しています。

作成日時時点の解約払戻金額・死亡保険金額を記載しています。

ご契約者様専用サービス「ずっともっとサービス」をご利用になれます

例えば、**ハートフルサポートメニュー**では…

無料健康相談
(年中無休・24時間・無料)
電話やインターネットで、健康に対する不安を看護師等の資格をもった専門スタッフに無料で相談いただけます。

無料介護相談
(年中無休・24時間・無料)
電話やインターネットで、介護に対する不安をケアマネージャーや看護師等の資格をもった専門スタッフに無料で相談いただけます。

**人間ドック
脳ドック割引**
全国の提携医療機関にて、割引料金で受診いただけます。

▶▶ その他、ご利用になれるサービスがございます。詳しくは、ご契約後に送付する「ずっともっとサービスのしおり」または日本生命のホームページ(<http://www.nissay.co.jp>)をご覧ください。

●「ずっともっとサービス」の対象は、お客様IDが発行された個人のお客様となります。 ●「ずっともっとサービス」の内容は、将来、変更または廃止することがあります。 ●個々の相談のプライバシーは厳守いたします。 ●(株)ライフケアパートナーズがご案内・お取次ぎをいたします。[(株)ライフケアパートナーズは、日本生命グループ、ニチイ学館グループ、日立グループなどが出資する健康・介護の総合情報サポート企業です。]

※その他、各種お手続きが完了した際には、「お手続き完了のお知らせ」等を送付いたします。
※当書面記載の内容および書類イメージは平成24年4月現在のものであり将来変更することがあります。